

国立研究開発法人森林研究・整備機構会計規程

平成13年4月1日

13森林総研第56号

最終改正 令和8年3月30日（7森林機構第1149号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、その事業の財政状態及び運営状況を明らかにすることにより、その業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

（準拠規程）

第2条 機構の財務及び会計に関しては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）、国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号。以下「個別法」という。）、国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成13年農林水産省令第48号。）及びその他関係法令並びに国立研究開発法人森林研究・整備機構業務方法書に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（組織の名称）

第2条の2 この規程における組織の名称については、国立研究開発法人森林研究・整備機構の規程等の制定改廃に関する規程（17森林総研第1533号）第4条第2項の規定によるものとする。

（年度所属区分）

第3条 機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 機構の資産、負債及び資本の増減並びに収益、費用は、その原因となる事実が発生した日の属する年度により所属する年度を区分することとする。ただし、その日を決定することが困難な場合は、その原因となる事実を確認した日の属する年度によるものとする。

（実施要領）

第4条 この規程を実施するために必要な要領は、理事長が別に定める。

（予算管理）

第5条 機構は毎事業年度ごとに予算を作成し、その収入及び支出は、予算に基づいて管理する。

第2章 会計組織

(会計単位)

第6条 財務及び会計は理事長が行うものとする。

(会計責任者)

第7条 理事長は、次の各号の責任者（以下「会計責任者」という。）をおき、必要な事務を行わせることができる。

一 経理責任者

機構の収入及び支出の決定、出納責任者に対する現金、預金又は有価証券の出納命令、債権債務の管理及び勘定科目間の振替命令を行う。

二 出納責任者

金銭の出納及び保管を行い、収入を管理する。
また、出納員に対し出納命令を行う。

三 資金前渡出納責任者

交付を受けた資金の範囲内における契約並びに現金、預金の出納保管に関する事を行う。

四 不動産等総括管理責任者

不動産等の維持及び管理に関する事務を行い総括する。

五 不動産等管理責任者

育種センター（森林バイオ研究センターを含む。）、支所、育種場、整備センター及び整備局並びに森林保険センターの不動産等の維持及び管理に関する事務を行う。

六 物品管理責任者

物品の出納及び保管に関する事務を行う。

七 分任物品管理責任者

育種センター（森林バイオ研究センターを含む。）、支所、育種場及び水源林整備事務所における物品の出納及び保管に関する事務を行う。

八 契約責任者

売買、賃貸借、請負その他の契約に関する事務を行う。

九 分任契約責任者

水源林整備事務所における造林木の売買契約に関する事務を行う。

十 出納員

出納責任者から交付を受けた資金の範囲内における契約及び出納事務を行う。

2 前項に規定する会計責任者及び会計責任者に事故があった場合に事務の代理する者については、別に定めるものとする。

第3章 勘定及び帳簿組織

(勘定区分及び勘定科目)

第8条 機構は、個別法第16条及び附則第12条の規定に基づき、次の各号に掲げる勘定に区分して経理するものとする。

一 研究・育種勘定

個別法第16条第1号に規定する業務に係る経理

二 水源林勘定

個別法第16条第2号に規定する業務及び附則第8条第1項に規定する業務（旧機構法第11条第1項第7号のニの事業及びこれに附帯する事業に係るものに限る。）に係る経理

三 森林保険勘定

個別法第16条第3号に規定する業務に係る経理

四 特定地域整備等勘定

個別法附則第6条第1項及び第7条第1項に規定する業務、附則第8条第1項に規定する業務（旧独立行政法人緑資源機構法（以下「旧機構法」という。）第11条第1項第7号のニの事業及びこれに附帯する事業に係るものを除く。）並びに附則第9条第1項、第10条第1項及び第11条第1項に規定する業務に係る経理

2 前項第4号の勘定のセグメント区分については、別に定めるものとする。

3 機構の取引は別に定める勘定科目により区分して整理するものとする。

4 各勘定及びセグメント区分（以下「勘定等」という。）間の資金の融通は、融通する勘定等からその融通を受ける勘定等への貸付けとして整理するものとする。

(帳簿等)

第9条 機構は、会計に関する帳簿及び伝票を備え、所要の事項を整然かつ明瞭に記録・保存するものとする。

2 帳簿及び伝票の様式並びに保存期間については、別に定めるものとする。

3 帳簿及び伝票の記録・保存については、電子媒体によることができる。

(証拠の整理)

第10条 機構の資産、負債及び資本の増減並びに収益及び費用の発生に関する取引については、伝票を作成し、これにより記録・整理するものとする。なお、伝票に関する証拠書類は、原則として、発行された伝票に添付して整理するものとする。

第4章 予算

(予算実施計画の作成)

第11条 理事長は、毎事業年度開始前に通則法第35条の8の規定により読み替えられた同法第31条第1項に定める年度計画に基づいて、予算実施計画を作成するものとする。

- 2 前項の規定による予算実施計画においては、必要に応じて項を目及び細目に区分するものとする。
- 3 理事長は必要があると認めるときは、予算実施計画を変更することができる。
- 4 予算実施計画を定めるにあたっては、別に収支計画を作成するものとする。

(予算の執行)

第12条 予算は、管理簿によって執行状況を常に明らかにしておくものとする。

(支出予算等の実施)

第13条 会計単位は、第11条第1項の規定により示された予算実施計画に基づき、契約その他支出の原因となる行為を行うものとする。

(予算の流用)

第14条 経理責任者は、水源林勘定及び特定地域整備等勘定において第11条の規定により示達を受けた予算実施計画の経費の金額を流用し、又は当該予算実施計画に定める目的のほかには使用してはならない。ただし、予算実施計画の実施上必要かつ相当であるときは、理事長の承認を受けて経費の金額を相互に流用することができる。

(予算実施計画の繰越)

第15条 契約責任者(研究・育種勘定を除く)は、予算実施計画の経費の金額を翌事業年度に繰り越して使用する必要があるときは、事項ごとに、繰越しを必要とする経費の金額及びその理由を明らかにした書類を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

第5章 金銭等の出納

(金銭及び有価証券の定義)

第16条 金銭とは、現金及び預金をいう。

- 2 有価証券とは、国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他農林水産大臣の指定する有価証券をいう。
- 3 現金とは、通貨のほか、小切手、普通為替証書、振替貯金払出証書、銀行払歳出金支払通知書、国庫金支払通知書その他随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。
- 4 預金とは、当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定期貯金及び金銭信託をいう。

(取引銀行等)

第17条 機構は、銀行その他金融機関等(以下「銀行等」という。)を指定して預金口座を設けることができる。

(手許現金)

第18条 現金は、指定された銀行等に預け入れるものとする。ただし、業務上必要な現金の支払及び常用雑費その他小口現金の支払に充てるため、手許に現金を保有することができる。

2 前項ただし書きに規定する業務上必要な額の保有限度額は、別に定めるものとする。

(預金口座の約定)

第19条 預金口座の約定は、理事長又は理事長が特に必要と認めた者がこれを行うものとする。

(収納)

第20条 機構の収入となるべき金額を収納しようとするときは、債務者に対して債務の請求を行うものとする。

(支払)

第21条 支払は、銀行等口座振込により行うものとする。ただし、役職員等に対する支払、小口現金払及びその他取引上必要ある場合は、現金をもって行うことができる。

(前払又は仮払)

第22条 経費の性質上又は業務運営上必要があるときは、別に定める経費について前払又は仮払をすることができる。

(立替払)

第23条 役職員等は、やむを得ない場合において、物品の購入代金又は経費について立替払を行おうとするときは、別に定める者の承認を受けてこれを行うことができる。

(残高の照合)

第24条 出納責任者及び資金前渡出納責任者は、現金について、毎日帳簿の残高と照合し、相違ないことを確認しなければならない。

2 出納責任者及び資金前渡出納責任者は、銀行等の預貯金について、毎月末日現在をもって預金通帳と帳簿の残高とを照合し、相違ないことを確認しなければならない。

3 前2項の規定による照合の結果、金銭残高に過不足が生じたときは、速やかにその事由を調査して、必要な措置をとらなければならない。

第6章 資金

(資金管理)

第25条 資金の調達及び運用については、通則法第35条の5第1項及び第2項に定める中長期計画に基づき理事長が定めた資金計画（以下「資金計画」という。）により、

有効かつ適切に行うものとする。

(借入金)

第26条 通則法第45条における資金の借入は、資金計画に基づき経理責任者が計画し、理事長の承認を得て行うものとする。

(資金運用)

第27条 通則法第47条における資金の運用は、資金計画に基づき経理責任者が計画し、理事長の承認を得て行うものとする。

第7章 資産

(資産の区分)

第28条 資産は、流動資産及び固定資産に区分する。

- 2 流動資産は、現金及び預金、有価証券、売掛金、棚卸資産、前渡金、預け金、前払費用、未収収益、建設仮勘定その他これらに準ずるものとする。
- 3 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産とする。
 - 一 有形固定資産は、水源林、建物、構築物、機械装置、船舶、車両運搬具、工具器具備品で取得価額が50万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの、土地、建設仮勘定及びその他これらに準ずるものとする。
 - 二 無形固定資産は、電話加入権、特許権、借地権、地上権、取得価額が50万円以上のソフトウェア及びその他これらに準ずるものとする。
 - 三 投資その他の資産は、投資有価証券、長期貸付金、破産更正債権等、敷金・保証金及びその他これらに準ずるものとする。

(有価証券の評価方法)

第29条 有価証券については、原則として購入対価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した金額を取得原価とする。

(棚卸資産の範囲)

第30条 棚卸資産は、製品、副産物、作業くず、半製品、原料、材料、仕掛品、商品、消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品で相当価額以上のものとする。

(棚卸資産の評価方法)

第31条 棚卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、平均原価法等のうちあらかじめ定めた方法を適用して算定した取得価額をもって貸借対照表価額とする。

- 2 時価が取得原価よりも下落した場合には時価をもって貸借対照表価額としなければならないものとする。

(固定資産の価額)

第32条 固定資産の取得価額は次の各号に定めるところによる。ただし、無形固定資産については、有償取得の場合に限りその対価をもって取得価額とする。

- 一 新規に取得するものについては、買入価額、製作費又は建設費に当該資産を事業の用に供するまでに通常必要とする費用を加算した価額による。
- 二 交換により取得するものについては、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額による。
- 三 寄附、譲与、その他により評価編入するものについては、それぞれの資産を適正に評価した価額による。
- 四 政府から現物出資として受入れた固定資産については、出資された額をもって取得価額とする。

(固定資産の管理)

第33条 固定資産は、その増減及び異動を物件別に帳簿により管理するものとする。

- 2 前項に規定する固定資産の管理について必要な事項は、理事長が別に定める。また、第28条の定めるところにより有形固定資産として計上しなかった財産のうち、固定資産に準じて取扱うべきものについても同様とする。

(減価償却)

第34条 固定資産の減価償却は、定額法に従って行うものとする。

- 2 耐用年数、残存価額等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める基準を勘案して、行うものとする。ただし、特定の研究のために購入した固定資産の償却を行う期間については、個々の事情を勘案して定めるものとする。

(減損会計の処理)

第35条 固定資産に減損が認識・測定された場合は、適正な価額まで減損処理を行わなければならない。

- 2 前項に規定する減損処理について必要な事項は、理事長が別に定める。

第8章 負債及び純資産

(負債の区分)

第36条 負債は、流動負債及び固定負債に区分する。

- 2 流動負債は、運営費交付金債務、預り施設費、預り補助金、預り寄附金、短期借入金、買掛金、未払金、未払費用、未払消費税、未払国庫納付金、前受金、預り金、受入保証金、前受収益、引当金、支払備金、その他これらに準ずるものとする。
- 3 固定負債は、**資産に係る繰延収益**、長期預り寄附金、森林研究・整備機構債券、債券発行差額、長期借入金、引当金、責任準備金その他これらに準ずるものとする。

(純資産の区分)

第37条 純資産は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金（又は繰越欠損金）に区分する。

- 2 資本金は個別法第5条に規定する政府出資金及びその他の出資金とする。
- 3 資本剰余金は、資本取引により生じた資本剰余金から施設費等で取得した固定資産に係るその他行政コスト累計額を控除した額とする。なお、資本取引には贈与資本及び評価替資本に係る取引のほか、施設費等によって固定資産を取得する取引が含まれる。
- 4 利益剰余金（又は繰越欠損金）は、通則法第44条第1項に基づく積立金、個別法において定められている場合における前中長期目標期間繰越積立金、通則法第44条第3項により中長期計画で定める用途に充てるために用途ごとに適当な名称を付した積立金及び当期未処分利益（又は当期未処理損失）とする。

第9章 契約

(契約の方法)

第38条 売買、賃貸、請負、その他契約を締結する場合は、公告して申込みをさせることにより競争（以下「一般競争」という。）に付さなければならない。

- 2 前項に規定する競争に加わろうとする者に必要な資格及び公告の方法その他競争について必要な事項は、理事長が別に定める。

(指名競争)

第39条 契約が次の各号に該当する場合には、前条の規定にかかわらず指名競争に付するものとする。

- 一 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争に付する必要がないとき。
- 二 一般競争に付することが不利と認められるとき。
- 2 前項による場合のほか、業務運営上必要がある場合その他別に定める場合においては、指名競争に付することができる。

(随意契約)

第40条 契約が次の各号に該当する場合には、前2条の規定にかかわらず、随意契約によるものとする。

- 一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- 二 緊急を要する場合で、競争に付することができないとき。
- 三 競争に付することが、不利と認められるとき。
- 2 前項による場合のほか、理事長が別に定める場合においては、随意契約によることができる。

(入札の原則)

第41条 第38条及び第39条の規定による競争は、入札の方法をもって行わなければならない。

(落札の方式)

第42条 競争に付する場合は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みした者を契約の相手とするものとする。ただし、支払の原因となる契約のうち別に定める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

2 その性質又は目的から前項の規定により契約の相手方を決定することが困難な契約については、価格及びその他の条件が機構にとって最も有利なもの（同項ただし書きの場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(契約書の作成)

第43条 競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限に関する事項その他履行に関する必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、この限りではない。

(監督及び検査)

第44条 工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合は、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

2 前項に規定する請負契約、物件の買入れに係るその他の契約については、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事等の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む）をするため必要な検査をしなければならない。

3 前2項の場合において、物件の給付完了後相当期間内に破損、変質、性能低下その他の事故が生じた場合に取り替、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、これにより給付の内容が担保されると認められる契約については、前2項の監督又は検査の一部を省略することができる。

第10章 決算

(月次決算)

第45条 機構は、月次の財務状況を明らかにするため別に定める書類を作成しなければならない。

(年度末決算)

第46条 年度末決算に際しては、当該年度末における資産・負債の残高並びに当該期間における損益に関し真正な数値を把握するための各帳簿の締切りを行い、資産の評価、債権・債務の整理、その他決算整理を的確に行って、決算数値を確立しなければならない。

(財務諸表及び決算報告書)

第47条 理事長は前条の整理を行った後、次の財務諸表を作成するものとする。

- 一 貸借対照表
- 二 行政コスト計算書
- 三 損益計算書
- 四 純資産変動計算書
- 五 キャッシュ・フロー計算書
- 六 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- 七 附属明細書

2 理事長は、第1項に規定する財務諸表のほか、通則法第38条第2項に従い決算報告書を作成するものとする。

第11章 内部監査及び弁償責任

(内部監査)

第48条 理事長は、予算の執行及び会計処理の適正を期するため、内部監査を行わせるものとする。

(会計上の義務と責任)

第49条 役職員は、財務及び会計に関し適用又は準用される法令並びにこの規程に準拠し、善良な管理者の注意をもってそれぞれの職務を行うものとする。

2 役職員は、故意又は重大な過失により前項の規定に違反して、機構に損害を与えた場合は、その損害を弁償する責に任ずるものとする。

(物品等の使用者の責任)

第50条 役職員は、故意又は重大な過失により業務の遂行上使用する機構の固定資産及びその他の物品を亡失又は損傷した場合は、その損害を弁償する責に任ずるものとする。

(弁償責任の決定及び弁償命令)

第51条 理事長は、役職員が機構に損害を与えたときは、弁償の要否及び弁償額を決定するものとする。

第12章 運営費交付金の収益化

(運営費交付金の収益化)

第52条 運営費交付金の収益化については、業務達成基準（運営費交付金を業務の進行に応じて収益化する方法）によって行うことを原則とし、その取扱いについては、理事長が別に定める。

附則（13 森林総研第56号）

この規程は、平成13年4月1日から適用する。

附則（17 森林総研第1576号）

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

附則（18 森林総研第1598号）

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附則（19 森林総研第1716号）

この規程は、平成20年4月1日から適用する。

附則（21 森林総研第1782号）

この規程は、平成22年4月1日から適用する。

附則（22 森林総研第1760号）

この規程は、平成23年4月1日から適用する。

附則（25 森林総研第1472号）

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

附則（26 森林総研第1653号）

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

附則（27 森林総研第1839号）

この規程は、平成28年4月1日から適用する。

附則（28 森林総研第1923号）

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

附則（4 森林機構第1014号）

この規程は、令和5年3月15日から適用する。

附則（令和8年3月30日 7 森林機構第1149号）

この規程は、令和8年4月1日から適用する。

国立研究開発法人森林研究・整備機構会計規程 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">国立研究開発法人森林研究・整備機構会計規程</p> <p style="text-align: right;">平成13年4月1日 13森林総研第56号</p> <p>最終改正 <u>令和8年〇月〇〇日 (〇森林機構第〇〇〇〇号)</u></p> <p>第1条～第35条 【略】</p> <p>(負債の区分)</p> <p>第36条 負債は、流動負債及び固定負債に区分する。</p> <p>2 流動負債は、運営費交付金債務、預り施設費、預り補助金、預り寄附金、短期借入金、買掛金、未払金、未払費用、未払消費税、未払国庫納付金、前受金、預り金、受入保証金、前受収益、引当金、支払備金、その他これらに準ずるものとする。</p> <p>3 固定負債は、<u>資産に係る繰延収益</u>、長期預り寄附金、森林研究・整備機構債券、債券発行差額、長期借入金、引当金、責任準備金その他これらに準ずるものとする。</p> <p>第17条～第52条 【略】</p> <p>附則 【略】</p> <p><u>附則(令和8年4月1日 〇森林機構第〇〇〇〇号)</u> <u>この規程は、令和8年4月1日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">国立研究開発法人森林研究・整備機構会計規程</p> <p style="text-align: right;">平成13年4月1日 13森林総研第56号</p> <p>最終改正 <u>令和5年3月15日 (4森林機構第1014号)</u></p> <p>第1条～第35条 【略】</p> <p>(負債の区分)</p> <p>第36条 負債は、流動負債及び固定負債に区分する。</p> <p>2 流動負債は、運営費交付金債務、預り施設費、預り補助金、預り寄附金、短期借入金、買掛金、未払金、未払費用、未払消費税、未払国庫納付金、前受金、預り金、<u>資産見返負債</u>、受入保証金、前受収益、引当金、支払備金、その他これらに準ずるものとする。</p> <p>3 固定負債は、<u>資産見返負債</u>、長期預り寄附金、森林研究・整備機構債券、債券発行差額、長期借入金、引当金、責任準備金その他これらに準ずるものとする。</p> <p>第17条～第52条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>

国立研究開発法人森林研究・整備機構会計規程の改正について

1 改正の理由

- ・「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂に伴い勘定科目の一部に名称変更があったことから該当する用語を修正する。

2 改正の主な内容

- ・ 第36条第2項および第3項について、現行の独立行政法人会計基準に沿った標記に修正する。
※第2項については該当部分を削除

3 施行期日： 決 裁 日

ただし、改正内容については、令和8年4月1日から適用する。

以 上